



長野県報

8月11日(月)
平成26年
(2014年)
第2597号

目 次

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課） 1

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（県民協働課） 2

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課） 2

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課） 3

土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課） 3

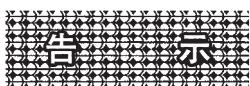
開発行為に関する工事の完了（4件）（都市・まちづくり課） 3

一般競争入札（建築住宅課） 4

平成27年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施（高校教育課） 5

警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課） 6

一般競争入札（高校教育課） 7



長野県告示第402号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年8月11日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡下條村陽翠4730の1、4730の3から4730の5まで、4844の1、4844の2、4888の8、4888の30、4888の50、4888の51、6849、7696

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

4730の1、4730の3から4730の5まで、6849、7696

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課